

国内経済要録

◇公定歩合の引下げ

本行は、昨年10月以来すでに3回にわたって公定歩合の引下げを行なうなど金融緩和政策を進めてきたが、最近ではその効果は企業金融の段階まで浸透しつつある。しかし、経済活動は大勢としてなお停滞みであり、景気が本格的な回復に転ずるまでには、若干の時日を要するものとみられる。このような情勢から、本行は公定歩合を0.25%引き下げることとし、7月28日から実施した。この結果、公定歩合は5.25%となり、昭和30年8月の公定歩合体系は正後最低の水準となった。

変更後の基準割引歩合および貸付利子歩合等

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債または特に指定する債券を担保とする貸付利子歩合	年 5.25%	年 5.50%
期限付輸出手形割引歩合	5.00*	5.00
輸出前貸手形割引歩合 (8月10日以後廃止)	5.25	5.25
輸出前貸手形を担保とする貸付利子歩合	5.25	5.50
その他のものを担保とする貸付利子歩合	5.50	5.75
(参考)外国為替資金貸付の貸付利子歩合	5.00*	5.00

(注) *印は8月10日以後5.25%に引上げ(7月号「要録」参照)。

◇市中貸出金利の自主規制最高限度の引下げ

公定歩合の引下げに伴い、市中貸出金利の自主規制最高限度が次のとおり引き下げられた。

(1) 銀行貸出金利

全国銀行協会連合会は、貸出金利の自主規制最高限度を次のとおり引き下げ、7月31日以降の新規貸出分から実施した。

(2) その他の貸出金利

イ. 信託協会は、指定金銭信託資金の貸出金利の最高限度を次のとおり引き下げ、7月31日以降の新規貸出分から実施した。

ロ. 生命保険協会および損害保険協会は、短期貸付金利の最高限度の引下げを決定(8.0→7.75%)、7月31日以後の新規貸出分から実施した。

変更後の自主規制最高限度

1. 全国銀行協会連合会

種 類	変更後	変更前
(1)標準金利 日本銀行再割引適格商業手形等信用度の高い手形の割引および貸付	年 5.50%	年 5.75%
(2)期限付輸出手形のうち日本銀行再割引適格手形の割引および貸付	(注1) 5.75%	5.75%
(3)輸出前貸手形のうち日本銀行再割引適格手形の割引および貸付	(注2) 6.00%	6.00%
(4)輸出前貸手形のうち日本銀行再割引適格手形以外の手形の割引および貸付	(注2) 6.00%	6.25%
(5)その他の手形の割引ならびに貸付	7.25%	7.50%
(6)当 座 貸 越	8.25%	8.50%

(注1) 8月10日以降6.0%に引上げ。

(注2) (3)および(4)は8月10日以後一本化し、「輸出前貸手形のうち日本銀行貸付担保適格手形の割引および貸付」とする。

2. 信託協会

種 類	変更後	変更前
(1)指定金銭信託資金標準金利 日本銀行再割引適格商業手形等信用度の高い手形の割引および貸付	年 5.75%	年 6.00%
(2)その他の手形の割引ならびに貸付	7.50%	7.75%

◇政府短期証券割引歩合の引下げ

大蔵大臣は7月29日、政府短期証券の割引歩合を5.375%から5.125%に0.25%引き下げることと決定、8月2日発行分から実施した。

なお、今次引下げの結果、政府短期証券の割引歩合は現行定率公募制度発足(昭和31年5月、日歩1銭4厘5毛<年5.293%>)以来最低の水準となった。

◇財政投融资の第2次追加等について

政府は7月27日、総合景気対策の一環として、①財政投融资対象機関の事業規模の拡大(2,200億円)、②公共事業に対する補助金概算払率の引上げ、③開銀・北東公庫の貸出基準金利引下げ、について閣議了承した。その概要次のとおり。

(1) 財政投融资等の第2次追加

開銀、住宅公庫、中小3金融機関等の民間向け融資枠追加1,450億円および地方公共団体による単独事業規模の拡大750億円、合計2,200億円の追加を実施する。

	財政投融資 追加額	第1次追加
	億円	億円
開 発 銀 行	560	—
北 東 公 庫	50	—
住 宅 公 庫	270	368
中 小 3 機 関	265	—
農 林 公 庫	100	—
公 害 防 止 事 業 団	120	—
地 方 公 共 団 体	750	940
そ の 他	85	1,302
合 計	2,200	2,610

上記2,200億円のうち46年度中支出分は1,985億円であるが、この財源としては財政投融資の第2次追加（政府保証債の増加150億円、資金運用部資金の追加1,486億円）および自己資金等（自己資金62億円、縁故地方債287億円）による。

(2) 公共事業の補助金概算払率引上げ

統一選挙の影響などもあって出遅れが目だっている地方公共団体における補助事業の契約を促進し、上期中の契約目標率(72.2%)を達成するため、地方公共団体に対する補助金概算払率を41年度並みの一率30%に引き上げる。

	通常年度	今年度の 特別措置		
		41年度の 特別措置	改訂後	改訂前
補助率 $\frac{4}{10}$ 以下	事業費の10%	事業費の30%	事業費の30%	事業費の15%
補助率 $\frac{4}{10}$ 超 $\frac{2}{3}$ 未満	〃 15%	〃 30%	〃 30%	〃 20%
補助率 $\frac{2}{3}$ 以上	〃 20%	〃 30%	〃 30%	〃 25%

(3) 日本開発銀行、北海道東北開発公庫の貸出基準金利を8月1日以降下記のとおり引き下げる。

	改訂後	改訂前
開 発 銀 行	年 8.2%	年 8.5%
北 東 公 庫	8.2	8.3

◇政府、第4次資本自由化措置等を閣議決定

政府は8月3日、外資審議会の答申に基づき対内直接投資の第4次自由化措置を閣議決定し、8月4日から実施することとした。本措置により、昭和42年以来進められてきた一連の対内直接投資の自由化措置は終了することとなるが、政府は「国際的な協調の下でわが国経済の発展を図るためには、今後さらに新たな決意と構想をも

っていっそうの自由化を進めていく必要がある」として、この問題について前向きの姿勢を示している。今次自由化措置の概要は次のとおり。

- (1) 第1類自由化業種(外資比率50%)については、従来のポジティブ・リスト方式からネガティブ・リスト方式に切り替え、農林水産業、石油精製または同販売業、皮革または皮革製品製造業、電子計算機または電子計算機制御自動機構の製造販売または賃貸業、情報処理産業、店舗数が11をこえる小売業および不動産業の7業種をリスト・アップし、これを個別審査対象業種と呼ぶこととした。なお、このうち電算機関係については、3年経過後自動的に第1類自由化業種に移行するものとする。
- (2) 第2類自由化業種(外資比率100%)として、新たに民生用電気機械器具製造業、広告代理店業、建設業等151業種を追加(新規10、既往50%自由化業種からの格上げ141)。この結果、第2類自由化業種は既往分と合わせ228業種となる。
- (3) 対内証券投資の自動認可限度については、外国投資家全体としての限度は現行どおり据え置すが、1外国投資家についての限度は、従来の7%以下から10%未満に引き上げる。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変動に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

	信用状つき		信用状なし	
	3か月のもの	4か月のもの	3か月のもの	4か月のもの
改訂前	7.875%	8.0%	8.125%	8.25%
7月16日以降	7.875	7.875	8.125	8.125
7月22日以降	7.875	8.0	8.125	8.25
7月29日以降	7.875	7.875	8.125	8.125
8月2日以降	7.75	7.875	8.0	8.125

◇米ドル建現地貸金金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、最近における米国短期金利の上昇傾向にかんがみ、米ドル建現地貸金金利を次のとおり改訂し、7月12日から実施した。

	(新レート)	(改訂前)
一般	7.625%以上	7.125%以上
優遇	7.375 〃	6.875 〃